

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県大津市大石中六丁目2番20号

氏名(法人にあっては
名称及び代表者の氏名) 株式会社タケノウチ
代表取締役 竹之内米貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

大津市長

越 直 美



許可の年月日 平成 26 年 1 月 28 日

許可の有効年月日 平成 30 年 12 月 24 日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

処分業(中間処理)

事業の区分: 中間処理 [破碎]
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/木くず/繊維くず/ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず/工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

(以上 5項目)

事業の区分: 中間処理 [圧縮]
産業廃棄物の種類

廃プラスチック類/紙くず/繊維くず/金属くず

(以上 4項目)

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

破碎施設 施設設置場所: 大津市大石中六丁目字休場383番地30及び字検結ヶ谷381番6
設置年月日: 平成15年5月19日
処理能力: 木くず4.8t/日

破碎施設 施設設置場所: 大津市大石中六丁目字休場383番地30及び字検結ヶ谷381番6
設置年月日: 平成15年5月19日
処理能力: ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず4.8t/日、がれき類4.8t/日

破碎施設 施設設置場所: 大津市大石中六丁目字休場383番地30及び字検結ヶ谷381番6
設置年月日: 平成15年5月19日
処理能力: 廃プラスチック類4.8t/日、繊維くず1.7t/日

圧縮施設 施設設置場所: 大津市大石中六丁目字休場383番地30及び字検結ヶ谷381番6
設置年月日: 平成15年5月19日
処理能力: 廃プラスチック類46.6m³/日、紙くず46.6m³/日、繊維くず46.6m³/日、金属くず46.6m³/日

3. 許可の条件

「余白」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 20 年 12 月 25 日 更新許可
平成 23 年 11 月 17 日 氏名の変更
平成 25 年 12 月 25 日 更新許可

複製厳禁

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無